

## 虐待防止のための指針

### 1. 当法人における虐待防止に関する基本的な考え方

虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」という）の理念に基づき、利用者の尊厳および人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、早期発見・早期対応に努め、虐待に該当する次のいずれの行為も行わない。

#### ① 身体的虐待

障がい者の身体に外傷が生じ、もしくは生じるおそれがある暴力を加えること。また、正当な理由がなく身体を拘束すること。

#### ② 放棄・放置

障がい者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置による①、③、④に掲げる行為と同様の行為の放置等。

#### ③ 心理的虐待

障がい者に対する著しい暴言または著しく拒否的な対応その他の障がい者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

#### ④ 性的虐待

障がい者にわいせつな行為をすること、または障がい者をしてわいせつな行為をさせること。

#### ⑤ 経済的虐待

障がい者から不当に財産上の利益を得ること。

### 2. 虐待防止委員会の設置に関する事項

#### ① 虐待防止委員会の設置および開催

虐待発生防止に努める観点から虐待防止委員会（以下「委員会」という）を設置する。

委員会は年1回以上開催し、次のことを協議する。

- (1) 委員会の組織に関すること
- (2) 虐待防止のための指針の整備に関すること
- (3) 虐待防止のための研修の内容に関すること
- (4) 虐待等について、職員が相談・報告できる体制の整備について
- (5) 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の防止策に関すること
- (6) その他委員会が必要と認める事項に関すること

### 3. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

職員に対する虐待防止のための研修内容として、虐待等の防止に関する基礎的内容等の知識を普及・啓発するものであるとともに、この指針に基づき虐待防止の徹底を図る内容とする。

この指針に基づく研修は、年1回以上実施することに加え、新規職員採用時にはすみやかに研修を実施し、実施内容については記録を残すものとする。

### 4. 施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針

利用者本人および保護者、職員等から虐待の通報があった場合は、虐待防止対応規程に基づき対応する。また、法人内職員が虐待を発見した場合には障害者虐待防止法に基づき市町村に通報する。

### 5. 虐待発生時の対応に関する基本方針

虐待等が発生した場合には、すみやかに市町村および虐待防止受付担当に報告するとともに、その要因の除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処する。

緊急性が高い事案の場合は、警察、障がい福祉課等の協力を得て、被虐待者の権利と生命の保全を優先する。

### 6. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

当該方針については誰でも閲覧できるように事業所に据え置くとともに、ホームページに掲示するものとする。

### 7. その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針

3に定める研修の他外部機関により提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を図るよう研鑽に努める。